

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

ともにつくる いのちを大切にするまち ふかや

自殺総合対策大綱では、「自殺は、人が自ら命を絶つという行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある」とされ、誰にでも起こり得る身近な危機としています。

自殺の背景には様々な社会的要因があり、自殺の要因となりうる課題を解決するためには、保健、医療、福祉、教育、労働等の関連施策と連携し、総合的に実施する必要があります。

本市では「ともにつくる いのちを大切にするまち ふかや」を基本理念として自殺対策計画を策定し、市民と行政、関係機関との連携、協働による「生きることの包括的な支援」を推進してきました。今後も、この基本理念のもと、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

※基本理念にあります「ともに」という言葉には、「共」、「伴」、「知」、「友」という意味が込められており第2次計画に継続します。（深谷市健康づくり計画と共通のロゴマークです。）



Ⅱ 基本認識

本市では、自殺対策を推進するにあたり、次の基本認識について、市民及び地域の関係者間で共有します。

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題である
- ✓ 自殺は、社会的な問題である

Ⅲ 基本方針

本市では、基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱に示された6つの基本方針に沿った総合的な自殺対策を推進します。

1 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題であるとの基本認識のもと、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の「生きることの阻害因子」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進因子」を増やす取組を実施します。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においてすでに実践的な活動を通じた連携の取組が展開されています。更に連携の効果を高めるため、様々な分野で支援にあたる人々がそれぞれ自殺予防の一翼を担っているという意識を共有します。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、次の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させながら推進していきます。

- ・ 個人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- ・ 問題を抱える人に対して包括的な支援を行うために関係機関の連携を図る「地域連携レベル」
- ・ 法律、大綱、計画等の整備や修正に関わる「社会制度レベル」

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

また、一人ひとりが身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家につなぎ、見守ることができるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

5 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策の推進には、市をはじめ、関係団体、企業、市民等が連携・協働した総合的な取組が重要です。そのため、それぞれの主体の役割を明確化、共有化し、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺者または自殺未遂者、親族等の名誉や生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することがないように、全ての人がこのことを認識して自殺対策に取り組みます。

IV 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている6つの「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた3つの「重点施策」で構成します。

1 基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 自死遺族等への支援の充実
- 6 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

2 重点施策

「いのち支える自殺対策推進センター」による地域自殺実態プロファイルでは、本市の自殺の特徴として、性別・年代等の特性と背景にある主な自殺の危機経路について<表1>のとおりとしています。

<表1>【深谷市の主な自殺者の特徴：個別集計（自殺日・住居地）】

令和元（2019）年～令和5（2023）年合計

上位5区分		自殺者数 (5年計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 40～59歳 有職同居	18	14.6%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位	男性 60歳以上 無職同居	16	13.0%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ） +身体疾患→自殺
3位	女性 60歳以上 無職同居	13	10.6%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	男性 40～59歳 無職独居	11	8.9%	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位	男性 20～39歳 有職同居	11	8.9%	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業） →パワハラ+過労→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024」※

※「地域自殺実態プロファイル」とは、自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの

重点施策 1

勤務・経営対策

重点施策 2

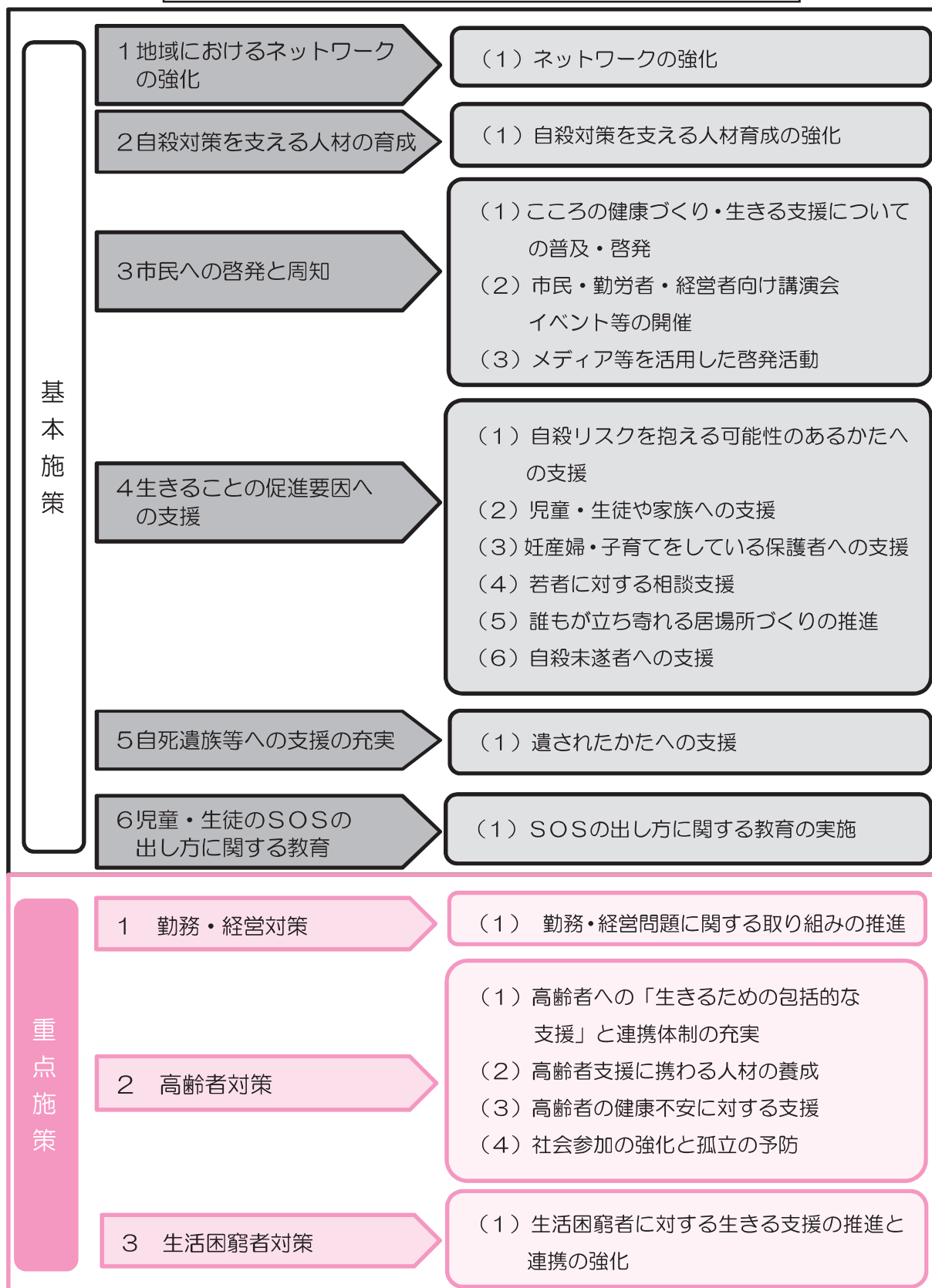
高齢者

重点施策 3

生活困窮者

V 施策の体系図

「ともにつくる いのちを大切にする支援施策」



Ⅵ 計画の数値目標

国は、自殺総合対策大綱において、自殺死亡率（厚生労働省「人口動態統計」に基づく）を令和 8（2026）年までに、平成 27（2015）年の 18.5 と比較して 30%以上減少させる（13.0 以下にする）ことを目標として定めました。また、埼玉県では令和 8（2026）年までに自殺死亡率を 12.6 以下とすることを目標としています。

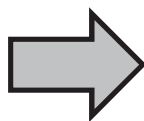
本市では、第 1 次計画において令和 5（2023）年の自殺死亡率を 16.2 以下にすることを目標として自殺対策に取り組み、令和元（2019）年に 12.5 まで減少しましたが、令和 2（2020）年には増加に転じ、令和 5（2023）年の自殺死亡率は 21.1 となっています。

このため、第 2 次計画においての目標値について、第 1 次計画の目標値を継続し、自殺死亡率 16.2 以下とします。

なお、途中経過として国・県の令和 7（2025）年の自殺死亡率を参考に中間評価を行います。

■深谷市の自殺死亡率と目標値

＜基準年＞
平成 27（2015）年
自殺死亡率※¹ 21.3



＜第 2 次計画最終年の目標値＞
令和 12（2030）年※²
自殺死亡率 16.2 以下

※¹ 自殺死亡率（人口 10 万対：自殺者数/人口×10 万）

※² 計画最終年（2030 年）の自殺死亡率は、前年（2029 年）の統計データによる（下表＜参考＞の太枠網かけ部分）

＜参考＞ 国、埼玉県、深谷市の自殺死亡率の目標値

	年	平成 27 年 (2015)	令和 5 年 (2023)	令和 7 年 (2025)	令和 11 年 (2029)
国	自殺死亡率	18.5	→	13.0	→
	対 2015 年比	100%		70.0%	
埼玉県	自殺死亡率	18.0	→	12.6	→
	対 2015 年比	100%		70.0%	
深谷市	自殺死亡率	21.3	16.2	→	16.2
	対 2015 年比	100%	76.0%		76.0%